

社会福祉法人今治福祉施設協会
ベースアップ等支援加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人今治福祉施設協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会嘱託職員給与規程（以下「嘱託職員給与規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会フルタイム雇用職員給与規程（以下「フルタイム雇用職員給与規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会パートタイム雇用職員給与規程（以下「パートタイム雇用職員給与規程」という。）、社会福祉法人今治福祉施設協会再雇用職員に関する規程（以下「再雇用職員に関する規程」という。）に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員ベースアップ等支援加算制度及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算制度（以下「支援加算制度」という。）に基づき、社会福祉法人今治福祉施設協会（以下「協会」という。）の福祉・介護職員等に対し支給するベースアップ等支援加算金（以下「支援加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 協会の常用職員又は有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員ベースアップ等加算金及び福祉・介護職員ベースアップ等加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 支援加算金の支給額は、支援加算制度による加算見込額の範囲において、理事長が定める額とする。

(支給)

第4条 支援加算金の支給は、職員給与規程第14条、嘱託職員給与規程第9条の2、フルタイム雇用職員給与規程第11条の2、パートタイム雇用職員給与規程第9条及び再雇用職員に関する規程第7条に規定する処遇改善手当に上乗せして支給する。

処遇改善手当とは別に、年1回、年度分支援加算金から上乗せして支給する処遇改善手当を控除した額を手当（一時金）として給与とは別に支給する。

(その他)

第5条 この規程は、支援加算金制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。